# 鹿児島県公報

令和6年1月23日(火)第483号



発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ

示 告

- ○保安林の指定予定
- ○保安林の指定予定の通知
- ○公有水面の埋立ての免許
- ○都市再生特別措置法に基づく都市計画道路事業の認可 (2件)
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
- サービスの事業の廃止

(森づくり推進課取扱い) 1 (森づくり推進課取扱い) 1

(漁港漁場課取扱い) 2

- (都市計画課取扱い) 4

(北薩地域振興局取扱い) 4 告

○競争入札の参加者の資格に関する公告

(管財課取扱い)5 (管財課取扱い) 6

○一般競争入札公告

公安委員会告示

○游技機の型式の検定の告示

(生活安全企画課取扱い) 9

#### 鹿児島県告示第46号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として 指定する予定である。

令和6年1月23日

塩田康一 鹿児島県知事

- 1 保安林予定森林の所在場所 鹿児島市福山町1618番5, 1618番6, 1621番2, 1621番5
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児 島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第47号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林 として指定する予定である旨の通知があった。

令和6年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市祁答院町藺牟田字戸板平804番1,字椎ヶ廻856番1,字長尾2004番1,2026番 1,2028番1,字山神山7637番,字松下8636番1

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第48号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和6年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

1 免許年月日

令和6年1月12日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田康一

- 3 埋立区域
  - (1) 位置

垂水市牛根麓字磯15番3及び15番15に隣接する道並びに同市牛根麓字磯15番16の地先公 有水面

(2) 区域

ア A区域

次の各地点のうち、x1の地点からx6の地点までを順次に結んだ線、x6の地点からx10の地点までを順次に結ぶ平成20年の秋分の満潮位(D. L. +2.90メートル)における公有水面と陸地との境界線及びx10の地点とx1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- x 1 国土地理院二等三角点「海潟」(北緯31度33分14.7128秒, 東経130度42分 26.8434秒) (以下「基点」という。)から72度12分39秒1,419.91メートルの地点
- x2 x1の地点から12度45分42秒25.50メートルの地点
- x3 x2の地点から102度45分42秒156.97メートルの地点
- x 4 x 3 の地点から12度45分42秒3.10メートルの地点
- x5 x4の地点から102度45分42秒1.88メートルの地点
- x6 x5の地点から191度09分36秒19.05メートルの地点
- x7 x6の地点から260度11分00秒23.21メートルの地点
- x8 x7の地点から282度08分15秒29.40メートルの地点
- x9 x8の地点から281度47分48秒35.45メートルの地点
- x10 x9の地点から283度01分19秒58.40メートルの地点

イ B区域

次の各地点のうち、x11の地点からx17の地点までを順次に結んだ線、x17の地点からx24の地点までを順次に結ぶ令和元年12月17日付け鹿児島県指令漁港第322号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面の境界線(D. L. +2.90メートルにより決定)、x24の地点とx25の地点を結んだ線、x25の地点からx28の地点までを順次に結ぶ平成20年の秋分の満潮位(D. L. +2.90メートル)における公有水面と陸地との境界線及びx28の地点とx11の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- x11 基点から74度53分11秒1,566.41メートルの地点
- x12 x11の地点から11度09分36秒17.98メートルの地点
- x13 x12の地点から102度45分42秒1.25メートルの地点
- x14 x13の地点から192度45分42秒3.10メートルの地点
- x15 x14の地点から102度45分42秒51.52メートルの地点
- x16 x15の地点から12度45分42秒3.10メートルの地点
- x17 x16の地点から102度45分42秒0.87メートルの地点
- x18 x17の地点から192度45分42秒4.50メートルの地点
- x19 x18の地点から192度46分35秒1.80メートルの地点
- x20 x19の地点から191度12分39秒3.69メートルの地点
- x21 x20の地点から191度12分39秒7.00メートルの地点
- x22 x21の地点から245度21分55秒1.94メートルの地点
- x23 x22の地点から192度02分47秒1.84メートルの地点
- x24 x23の地点から192度04分14秒10.00メートルの地点
- x25 x24の地点から287度24分47秒5.89メートルの地点
- x26 x25の地点から16度33分42秒7.41メートルの地点
- x27 x26の地点から16度40分34秒8.04メートルの地点
- x28 x27の地点から285度59分50秒34.55メートルの地点

#### (3) 面積

A区域 3,951.73平方メートル

B区域 662.90平方メートル

合計 4,614.63平方メートル

#### 4 埋立てに関する工事の施行区域

#### (1) 位置

垂水市牛根麓字磯 9番 6, 9番20, 12番 3, 12番 7, 12番 8, 13番 4, 13番10, 15番 3, 15番12, 15番14, 15番15及び15番16, 9番 6と12番 7, 9番20と12番 7, 9番20と15番16, 12番 3と15番16, 12番 7と15番16, 12番 8と15番16, 13番 4と15番16, 13番 4と13番10, 13番10と15番12, 13番10と15番13, 13番10と15番15及び15番15と15番16に挟まれた道並びに15番 3及び15番15に隣接する道並びにこれらの地先公有水面

#### (2) 区域

次の各地点のうち、y1の地点からy4の地点までを順次に結んだ線、y4の地点からy11の地点までを順次に結ぶ令和元年12月17日付け鹿児島県指令漁港第322号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面の境界線(D. L. +2.90メートルにより決定),y11の地点とy12の地点を結んだ線及びy12の地点とy1の地点を結んだ線により囲まれた区域

- y 1 基点から72度32分56秒1,401.69メートルの地点
- y 2 y 1の地点から13度45分22秒147.43メートルの地点
- y 3 y 2の地点から102度45分42秒223.95メートルの地点
- y 4 y 3の地点から192度45分42秒102.41メートルの地点
- y 5 y 4 の地点から192度45分42秒4.50メートルの地点
- y 6 y 5 の地点から192度46分35秒1.80メートルの地点
- v7 v6の地点から191度12分39秒3.69メートルの地点
- v8 v7の地点から191度12分39秒7.00メートルの地点
- y 9 y 8の地点から245度21分55秒1.94メートルの地点
- v10 v9の地点から192度02分47秒1.84メートルの地点

- y11 y10の地点から192度04分14秒10.00メートルの地点
- v12 v11の地点から192度04分14秒14.95メートルの地点
- (3) 面積

33,173.53平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

#### 鹿児島県告示第49号

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第109条の3の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定による都市計画事業の認可があったものとみなされたので、次のとおり告示する。

令和6年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
  - 鹿屋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 鹿屋都市計画道路事業
  - (2) 名称 3·4·2号昭栄札元線
- 3 事業施行期間

令和5年12月20日から令和8年3月31日まで

4 事業地

鹿屋市曽田町及び寿五丁目地内

### 鹿児島県告示第50号

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第109条の3の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定による都市計画事業の認可があったものとみなされたので、次のとおり告示する。

令和6年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
  - 鹿屋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 鹿屋都市計画道路事業
  - (2) 名称 3·4·10号見取山線
- 3 事業施行期間

令和5年12月20日から令和8年3月31日まで

4 事業地

鹿屋市北田町及び西大手町地内

#### 北薩地域振興局告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和6年1月23日

北薩地域振興局長 北薗育子

	12 12 2 3 3 3 5 5 12 12 13 4					
事	業所	指定障害福祉サービス事業者		<b>威</b> 1. 左 1	障害福祉	
D Shr	所 在 地	₽ £h	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	サービス
名 称	別 往 地	名 称	所在地	名	Д	の種類
就労継続支援B	薩摩川内市祁答	一般社団法人J	大阪市中央区船	大石麻瑳央	令和4年	就労継続
型事業所 優	院町藺牟田1805	apan Ho	越町一丁目2番		6月1日	支援B型

#### 鹿児島県公報

spitali 1号 ty Lear ning Ce nter

## 公告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和6年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契 約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資 格等について、次のとおり公告する。

令和6年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする物品等の種類

物品の購入(紙・文房具・事務用機器類)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることが ある。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法, 時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、 資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和6年1月23日から同年2月5日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時 30分から午後5時までとする。

なお,受付期間の終了後も随時受け付けるが,この場合には入札参加資格審査が競争入 札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は,入札参加資格審査を受ける ことができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和6年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

#### 一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の購入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

令和6年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入をする物品等の名称及び数量 複写機用再生紙(A4判) 9式(詳細は,入札説明書による。)
  - (2) 購入をする物品等の特質等入札説明書による。
  - (3) 納入期限 入札説明書による。
  - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱(平成15年鹿児島県告示第416号)第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 所定の複写機用再生紙製品仕様書を令和6年2月22日午後5時までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお,提出した複写機用再生紙製品仕様書について説明を求められたときは,これに応 じなければならない。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法,時期,場所等 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは,次に掲げるところにより,資格 審査要綱に基づく知事の資格審査を受け,入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出 するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先 鹿児島県出納局管財課調達係 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和6年1月23日から同年2月5日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時 30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に

間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等
  - (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、複写機用再生紙 (A4判) 1箱 (2,500枚入り) 当たりの単価を記載すること。

- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

令和6年3月5日午前11時(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年3月5日午後1時30分

イ 場所 鹿児島県庁(行政庁舎1階)管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書 による。

- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
  - ⑦ 交付場所 (2)に同じ。
  - (イ) 交付期限 令和6年2月20日午後5時
- 5 契約条項を示す場所及び期限
  - 4の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

見積もる契約金額に調達予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし,次のア又はイのいずれかに該当するときは,入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が,入札保証金以上の金額につき,保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し,当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方 公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約 を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を 提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれが ないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額に調達予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

- ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上に わたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき (その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で,予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- 14 SUMMARY
  - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Plain recycled photocopier paper, A4size: 9Sets

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:00 a.m. 5 March 2024

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099 - 286 - 3826

FAX 099 - 286 - 5643

# 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和6年1月23日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P化物語2GFPA	株式会社銀座	3P1506
ぱちんこ遊技機	Pぱちんこ水戸黄門4KACJ1	京楽産業. 株式会社	310182
ぱちんこ遊技機	PぱちんこGANTZ覚醒Swe	株式会社オッケー.	3P1217
	e t 2 0 0 0 M 2		
ぱちんこ遊技機	P FAIRY TAILこれが	株式会社藤商事	3P1434
	七炎竜の力だFSA		
ぱちんこ遊技機	Pゴブリンスレイヤー ラッキー	株式会社JFJ	310612
	トリガーVerJVR		
回胴式遊技機	Lチバリヨ2ZB	株式会社オーゼキ	3S1495
回胴式遊技機	S/ジャジャマル/HA	株式会社エレコ	3S1360
回胴式遊技機	LパチスロウルトラマンティガK	京楽産業. 株式会社	3S1301
	A		